

生食発 1225 第 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

各

都	道	府	県	知	事
市				長	
特	別	区	区	長	

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
施行等について（生活衛生・食品安全関係）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議長依頼）において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。

(別 記) 御中

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
施行等について (生活衛生・食品安全関係)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。) が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて (再検討依頼)」 (令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議長依頼) において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、原則として全ての見直し対象手続 (法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。) について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第 2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。

生食発 1225 第 10 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（ 公 印 省 略 ）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の
施行等について（生活衛生・食品安全関係）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議長依頼）において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第 2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。